

令和元年 12 月 12 日

学校法人昭和大学
理事長 小口 勝司 様

特定適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本 代表理事 佐々木 幸孝

再度のお問合せ

貴学より令和元年 11 月 12 日付「回答書」（以下、貴書面といいます。）をご送付いただきました。あわせて、平成 29 年度・平成 30 年度の入学試験要項をいただきました。ご協力に感謝いたします。

ところで、貴書面のご回答内容のうち、当機構より平成 30 年 12 月 13 日「申入れ・要請および問合せ」（以下、当初の書面といいます。）にて申入れ及び要請をしました事項に対して必ずしも十分な内容になっていないと思われるものがあります。そのため、本書にて下記のとおり再度のお問合せをさせていただきます。

つきましては、令和 2 年 1 月 14 日（水）までに書面にてご回答をいただきますようお願いいたします。

記

- (1) 当初の書面において、平成 29 年度及び平成 30 年度の医学部の入学試験を受験した 2 浪以上の浪人生である志願者（合格者を除く）に対して直ちに入学検定料相当額の損害賠償金の支払いをしていただくよう申入れました。これに対する貴学のご回答は「平成 29 年度及び平成 30 年度入学試験における該当者に対して、第三者委員会からのご提言に従い救済策を講じました。」とされています。この「第三者委員会委員会からのご提言に従った救済策」とは、具体的にはどのような救済策であったのか、とりわけ、当機構の申入れである 2 浪以上の浪人生への入学検定料相当額の損害賠償金の支払いがなされたのかという点について、ご回答ください。
- (2) 当初の書面において、現役志願者及び 1 年浪人志願者に対する加点が行われていなければ合格していたことが判明した志願者に対する、不合格となったために被った損害（慰謝料、逸失利益等）の補償をしていただくよう要請しました。

これに対する貴学のご回答は「第三者委員会からのご提言に従い、平成29年度及び平成30年度入学試験における該当者について、個々に対応しております。」とされています。

この「第三者委員会委員会からのご提言に従い、個々に対応している」とは、具体的にはどのような対応であるのか、とりわけ、当機構の要請である慰謝料、逸失利益の補償がなされたのかという点について、可能なかぎり具体的にご回答ください。

以 上

<本件に関するご連絡・お問合せ先>

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階

消費者機構日本 事務局責任者（専務理事） 磯辺

事務局担当者 五藤

TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077